

軽自動車税のお知らせ

軽自動車税は、5月上旬に送付する納税通知書により6月2日(月)までにお納めください。

なお、軽自動車税は普通自動車税と異なり月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車・譲渡した場合でも、その年度分の税金は納めていただくこととなります。

4月1日までに廃車・譲渡した軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車の手続き又は名義変更等が行われていないことが原因です。手続きが済んでいるかを再度確認して下さい。

また、軽自動車税の口座振替を申し込まれている方への納税証明書(継続検査用)については6月上旬に送付いたします。

＜減免制度について＞

◎減免の対象となる軽自動車等

- ①公益のために直接専用すると認められる軽自動車等
- ②車両の構造が、専ら身体障害者等の利用のためのものである軽自動車等(車いす移動車、入浴車など)
- ③身体や精神に障害があり歩行が困難な方が所有する軽自動車等で、障害者本人または、身体障害者等と生計を共にする人もしくは常時介護する人が身体障害者等のために使用する軽自動車等。(身体障害者で18歳未満の方、知的または精神障害者

は生計同一者名義でも可)

※身体障害者等一人につき1台(普通自動車を含む)に限ります。

◎対象となる障害の範囲

手帳の交付日、障害の範囲、年齢などの要件は、4月1日(賦課期日)現在の状況で判定します。4月2日以降に手帳の交付を受けられた場合、減免を受ける軽自動車税は翌年度分からになります。

※減免の対象となる障害区分別の等級について詳しくは町民税務課までお問い合わせください。

◎必要な書類等

- ①軽自動車税減免申請書(本庁・各総合事務所又は町ホームページ上で入手できます)
- ②減免したい軽自動車税の納税通知書
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ④運転される方の運転免許証
- ⑤車台の構造が分かる書類(車検証、改造証明書、主要装備表等)
- ⑥印鑑

提出先

町民税務課、各総合事務所

受付期限 5月26日(月) ※減免申請は毎年必要です ※期限後は受付できません

■問合せ

町民税務課 Tel 47-8014
今庄総合事務所 Tel 45-1111
河野総合事務所 Tel 48-2111

後期高齢者医療保険料の変更のお知らせ

①保険料率の見直し 平成26年度、27年度に適用する保険料率は、現行と同じ保険料率に据え置きます。

均等割額：43,700円 所得割率：7.90%

※現状では、医療費が増加しているため、今回の保険料率の見直しでは上昇となりますが、抑制策を講じて据置きとしました。

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年度ごとに見直すこととなっています。

②保険料の賦課限度額の変更

変更前 55万円 → 変更後 57万円

③保険料の軽減

所得の少ない方や社会保険等の被扶養者であった方には、平成26年度においても、これまでと同じく軽減措置があります。

■問合せ

町民税務課 Tel 47-8015

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124
町民税務課 Tel 47-8015

平成26年度 国民年金保険料について

◆国民年金保険料

平成26年度の国民年金保険料額は、月額15,250円となりました。

＜参考＞

平成26年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において16,100円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく平成26年度の保険料改定率0.947を乗じることにより、15,250円となりました。

◆前納制度(保険料の前払い)

前納制度を利用し、現金で保険料を1年度分前納した場合、毎月払いと比べて3,250円の割引となり、6カ月分前納でも740円割引になります。また、口座振替制度を利用すると、2年度分前納で14,800円、1年度分前納で3,840円、6カ月分前納で1,040円の割引となり大変お得です。口座振替の引落方法は、

(1)2年度分の前納(4月～翌々年3月分)

(2)1年度分の前納(4月～翌年3月分)

(3)6カ月分の前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)

(4)毎月(早割)※納付期限よりも1カ月早く口座振替

(5)毎月(割引なし)

の種類から自由に選んでお申し込みいただくことができます。